

公益社団法人 日本雪氷学会関東・中部・西日本支部規程施行内規

(名称)

第1条 本支部は、公益社団法人日本雪氷学会（雪氷学会と略称する）支部規程第1条に基づき、関東・中部・西日本に設置された支部であり、公益社団法人日本雪氷学会関東・中部・西日本支部と称する。略称を「関東以西支部」とする。

(内規適用)

第2条 本内規は、支部規程第2条2項に基づき、本支部における支部規程の施行に必要な事項を定めるものである。

2 この内規に定めのない事項については、雪氷学会定款、定款施行細則、支部規程の定めるところによる。

(事業)

第3条 本支部は、雪氷学会定款第3条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 雪氷及び寒冷現象に関する学術調査・研究その他関連事項
- (2) 雪氷及び寒冷現象に関係した社会貢献および普及活動（研究会、展示、講演会、座談会、見学会など）
- (3) 会員相互の連絡
- (4) 雪氷学会理事会が委嘱又は承認した事項
- (5) その他必要な事業

(会員)

第4条 本支部の会員は、関東（関東地方及び山梨県）、中部（静岡、愛知、岐阜、三重の各県）及び西日本（福井及び三重県を除く近畿、中国、四国、九州、沖縄の各地方）に在住する雪氷学会の会員とする。他支部に所属する会員であっても、本支部に所属することを希望する場合は、重複所属することを妨げない。

(役員)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- | | |
|------|-------|
| 支部長 | 1名 |
| 支部理事 | 20名以内 |
| 支部監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 支部長は、支部からの推薦に基づき、定款施行細則第28条により、定款第20条に定める本部理事の中から本部理事会において選出する。

- 2 支部理事及び支部監事の選出は次の各号による。
- (1) 支部理事及び支部監事は、支部会員のうちから選出する。その選出方法に関しては別に定める。
 - (2) 本支部会員である本部理事は、本部理事の任期中、支部理事を兼務することができる。
 - (3) 支部長は必要に応じて支部理事の中から副支部長を委嘱することができる。

(理事の職務)

- 第7条 支部長は、本支部を代表し、会務を総理する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐するとともに、支部会務一般を統括・執行し、支部長に事故あるとき、また欠けたとき、あらかじめ支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3 支部理事は、支部会務の執行にあたる。

(監事の職務)

- 第8条 支部監事は、支部会計の状況、理事の業務執行の状況を監査する。

(理事会)

- 第9条 支部理事会は、支部長と支部理事で構成され、重要事項を議決する。
- 2 支部理事会は、文書審議理事会をもって代えることができる。
- 3 文書審議理事会は、支部長が議事及び資料を支部理事に配布し、その日から10日以上の期間内に文書による議決を求める。議決の結果については支部理事に通知する。
- 4 支部理事会は支部長が招集し、議長は支部長又は支部長が任命した者とする。
- 5 支部理事会は、支部理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。但し、他の出席理事に表決を委任した者及び書面によって議決に参加した者は出席者とみなす。
- 6 議事録は本内規の第16条に定めるところによる。

(委員会)

- 第10条 支部理事会は本支部の運営のために、理事で構成される委員会及び諸役を設けることができる。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は2年とする。
- 2 会務の継続性など特に必要な場合は、任期を延長することができ、延長期間は1年単位で2年間までとする。
- 3 やむを得ない事情により任期途中で退任する役員については、その残任期を引き継ぐ後任者を選定することができる。この場合に限っては、第6条2項に関わらず、支部理事会において後任者を選出することができる。その場合は、ホームページで公示する。
- 4 その他は支部規程第10条の定めるところによる。

(顧問)

- 第12条 本支部に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、支部理事会の議決を経て支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、必ずしも会員であることを問わない。
- 4 顧問は、本支部の発展に寄与するため、支部長の諮問に応じて意見を具申する他、随時建設的提案や提言を行うことができる。
- 5 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

- 第13条 本支部は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に通常総会を開く他、必要に応じ臨時総会を開く。

- 2 議長は出席者の互選とする。
- 3 下記の事項は、支部総会において承認を受けなければならない。
 1. 事業計画
 2. 事業報告
 3. 棚卸し資産
 4. 重要な財産の処分
 5. 支部内規の変更
 6. その他支部理事会において必要と認めた事項
- 4 下記の事項は支部総会において報告するものとする。
 1. 収支予算
 2. 収支決算
 3. その他支部理事会において必要と認めた事項
- 5 支部総会は支部会員の 10 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を提出したものは出席とみなす。
- 6 議事録は本内規の第 16 条に定めるところによる。

(資産及び会計)

第 14 条 本支部の資産は次の通りとし、支部長がこれを管理する。

1. 本部からの交付金
2. 寄付金
3. その他

2 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(運営要項)

第 15 条 本内規施行についての運営要綱は、支部理事会の議決を経て支部長が別にこれを定める。

(議事録)

第 16 条 支部理事会および支部総会の議事録は、議長が指名した者が作成し、支部理事会の承認を経て速やかに支部ホームページに提示し、支部会員の閲覧に供さなくてはならない。

附則

本内規は 2013 年 5 月 23 日より施行する

附則

この改訂内規は 2017 年 5 月 15 日より施行する。